様式第七号を次のように改める。

様式第七号（第十四条、第十六条関係）

（表面）

私立学校教職員共済 加入者被扶養者証	【家族】被扶養者	発行番号 平成　年　月　日交付

記号　　番号

氏名

生年月日　　年　月　日　性別

認定年月日　　年　月　日

加入者氏名

保険者所在地　東京都文京区湯島1丁目7番5号

保険者番号・名称　日本私立学校振興・共済事業団　印

（裏面）

注意事項　保険診療を受けようとするときには、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です。)。
記入する場合は、1．2．3．のいずれかの番号を○で囲んでください。

1．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
2．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3．私は、臓器を提供しません。
≪1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。≫
【　心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球　】

〔特記欄:

署名年月日:　　年　月　日

本人署名(自筆):　　家族署名(自筆):

備考　1．プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
3．必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
4．任意継続加入者の被扶養者については、本加入者被扶養者証表面に「任意継続」と表示するほか、有効期限を記載すること。
5．別途加入者又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。
6．加入者又はその被扶養者に次に掲げる事項を周知するものとする。
(1)　加入者被扶養者証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入して大切に保管すること。
(2)　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず加入者被扶養者証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は加入者被扶養者証に高齢受給者証を添えて）窓口に提出すること。
(3)　加入者の資格がなくなったとき又は被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、遅滞なく、加入者被扶養者証を事業団に返納すること。
(4)　不正に加入者被扶養者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
(5)　加入者被扶養者証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事業団に提出して訂正を受けること。
(6)　臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
・特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
・家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。
また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

様式第七号の二(裏)の注意事項2中「加入者証」の次に「又は加入者被扶養者証」を加え、同様式(裏)の注意事項3中「、老人保健の医療を受けることができるようになったとき」を削り、同様式(裏)の注意事項4中「受けます」を「受けることがあります」に改め、同様式(裏)の注意事項に次の一項を加える。

5．表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事業団に報告のうえ訂正を受けてください。

様式第八号(裏)の注意事項2中「一部負担金額」を「一部負担金の額」に改め、同様式(裏)の注意事項3中「加入者証」の次に「又は加入者被扶養者証」を加え、同様式(裏)の注意事項4中「直ちに」を「直ちに、」に改め、同様式(裏)の注意事項5中「受けます」を「受けることがあります」に改め、同様式(裏)の注意事項6中「遅滞なく」を「遅滞なく、」に改める。

様式第八号の二(裏)の注意事項3中「加入者証」の次に「又は加入者被扶養者証」を加え、同様式(裏)の注意事項5中「受けます」を「受けることがあります」に改め、同様式(裏)の注意事項6中「遅滞なく」を「遅滞なく、」に改める。

様式第十五号(裏)を次のように改める。

様式第十五号（第二十五条関係）

（裏）

注意事項

1．この証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入し、大切に保持してください。
2．この証によって認定疾病に係る保険診療を受ける場合は、窓口で支払う一部負担金等の額は、保険医療機関等又は保険薬局等ごとに1か月に表面に記載された自己負担限度額を最高限度額とします。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を支払うことになります。
3．保険医療機関等又は保険薬局等について認定疾病に係る保険診療を受けようとするときには、加入者被扶養者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。この場合には、その認定疾病に係る療養が終わるまで、この証は保管されて、療養が終わってから返付されます。
4．加入者の資格がなくなったとき又は被扶養者でなくなったときは、直ちに、この証を事業団に返してください。
5．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
6．表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事業団に報告のうえ訂正を受けてください。